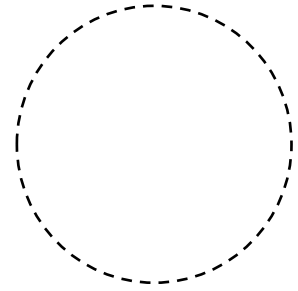


建設業法第3条の規定による許可申請（受領）

- ＜申請区分＞
1. 新規許可申請
 2. 更新許可申請
 3. 追加・般特新規許可申請
- ※ 該当区分に○印を付けること



＜申請者＞

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号 () -

＜持参者＞

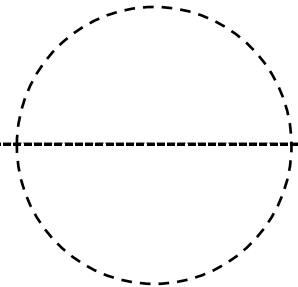
所在地

名 称

代表者氏名

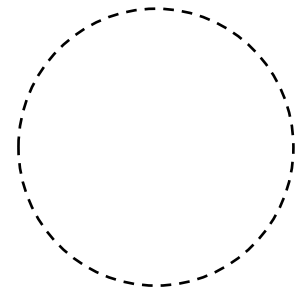
電話番号 () -

----- 切 取 線 -----



建設業法第3条の規定による許可申請（控）

- ＜申請区分＞
1. 新規許可申請
 2. 更新許可申請
 3. 追加・般特新規許可申請
- ※ 該当区分に○印を付けること



＜申請者＞

所在地

名 称

代表者氏名

電話番号 () -

**※申請の受付後、許可までの間に役員等の変更があった場合は
速やかに監理課まで連絡してください。**

※印のある欄は記載しないこと

※ 建設業 知 事 許 可 () 第 号

※ 許 可 年 月 日 (令和 年 月 日)

一 般

特 定

新 規

更 新

追 加

般 特 新 規

建設業許可申請書

閲覧用

非閲覧用

監 理 課 受 付 印	
----------------------------	--

フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者氏名
(〒 —)
フリガナ
営業所所在地
電話番号 () —
担当部 課 名
作成者氏名

建設業 知事 許可

一般

特一

第 令和 年 月 日 許可

該当に ○印	変更届出事項	提出期限
1	商号(法人)	30日以内
	名称(個人)	
	営業所の所在地	
2	従たる営業所の名称	30日以内
	従たる営業所の新設、廃止	2週間以内
	従たる営業所の業種追加、業種廃止	
3	資本金の額	30日以内
	役員等の追加・交替・削除	
	個人事業主の氏名変更	
	支配人の変更	2週間以内
	建設業法施行令3条の使用人	
4	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)	2週間以内
	健康保険等の加入状況	
5	営業所技術者等	2週間以内
6	事業年度終了報告	4か月以内
7	許可業種の一部廃業	2週間以内
	一部の許可業種について営業所技術者等を欠いたとき	

一般

特定

建設業許可申請書及び添付書類等の変更届

閲覧用

非閲覧用

監理課受付印

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者氏名

(〒 —)

フリガナ
営業所所在地

電話番号 () —

担当部課名

作成者氏名

建設業許可申請書の変更届出書

岡山県知事 殿

岡山県知事 許可 (般 特) 第 号

工事業 令和 年 月 日許可

法人番号

届出者

事業年度(第 期、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)が終了しましたので、下記の書類を提出します。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 使用人数
- (4) 健康保険等の加入状況(従業員数に変更がある場合)
- (5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更がある場合)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書
- (7) 株主資本等変動計算書及び注記表(法人の場合)
- (8) 事業報告書(株式会社の場合)
- (9) 附属明細表(資本金の額が1億円を超える又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社の場合)
- (10) 法人(個人)事業税納付済額証明書
- (11) 定款(変更がある場合)

記載要領

- 1 許可業種については完工実績の有無にかかわらず、許可を有する工事業種をすべて記載すること。
- 2 (1)から(11)までの事項については今回提出するものの番号を○で囲むこと。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者

行政庁側記入欄		大臣 知事		コード		許可年月日								
許可番号	0 1 3 3	国土交通大臣 岡山県知事		許可（一般— ）	第		号	令和		年		月		日
申請の区分	0 2	3		1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規		4. 業種追加 5. 更新 6. 一般・特新規+業種追加		7. 一般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 一般・特新規+業種追加+更新		許可の有効 期間の調整			(1. する 2. しない)	
申請年月日	0 3	令和			年		月		日					

許可を受けようとする建設業	0 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																					
申請時において既に許可を受けている建設業	0 5	3		5		10		15		20		25		30		(1. 一般 2. 特定)							
商号又は名称のフリガナ	0 6	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40			
商号又は名称	0 7	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40			
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40			
代表者又は個人の氏名	0 9	3		5		10		支配人の氏名															
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 0	3		5		都道府県名		岡山県										市区町村名					
主たる営業所の所在地	1 1	3		5		10		15		20		23		25		30		35		40			
郵便番号	1 2	3		5		6		10		15		20		23		25		30		35			
ファックス番号																							

法人又は個人の別	1 3	3		(1. 法人 2. 個人)		4		5		10		(千円)		法人番号		13		15		20		25	
兼業の有無	1 4	3		(1. 有 2. 無)		建設業以外に行っている営業の種類																	

許可換えの区分	1 5	3		(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)														
旧許可番号	1 6	大臣 知事		コード		国土交通大臣 知事		許可（一般— ）	第		号	令和		年		月		日

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

- 記載要領

この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。

1

「中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事」、
「国土交通大臣
岡山県知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。

2

「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3

太線の枠内には記入しないこと。

4

□□□□

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば

□□12

のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば

A建設工業□□

のように左詰めで記入すること。

5

02

「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。

6

04

「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土） 建築工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
---	---	--

7

05

「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、

04

「許可を受けようとする建設業」の欄及び

05

「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8

06

「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

ギ

又は

バ

のように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9

07

「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例

（株）A建設

B建設（有）

）

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

10

08

「代表者又は個人のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

ギ

又は

バ

のように1文字として扱うこと。

11

09

「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12

10

「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13

11

「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば

霞が関2-1-13

のように記入すること。

14

12

のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば

03-5253-8111

のように左詰めで記入すること。

15

13

「資本金額
又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16

15

「許可換えの区分」の欄並びに

16

「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合のみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば

001234

又は

01

月

01

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17

「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

許可換えの区分

81

3

大臣
知事

コード

許可番号

82

33

国土交通大臣
岡山県知事

許可（般特

第

5

10

号

許可年月日

令和

11

年

13

月

15

日

(主たる営業所)

主たる営業所の
名 称

フリガナ

営 業 し よ う
と す る 建 設 業

8	3	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		3		5					10					15						20					25					30	

変更前

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

内 容	従たる営業所の 名 称	フリガナ																											
	従たる営業所の 所在地市区町村	都道府県名											市区町村名																
	従たる営業所の 所在地	郵便番号	電話番号																										
	営業しよう とする建設業	変更前																											

(従たる営業所)

内容	従たる営業所の名称	フリガナ																					
	従たる営業所の所在地コード	都道府県名											市区町村名										
	従たる営業所の所在地	電話番号											電話番号										
	営業しようとする建設業	変更前																					

記載要領 **この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2

□□□□

 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3

83

 及び

88

 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土） 建築工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
---	---	--

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4

85

 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5

86

 「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば

霞が関2-1-13

 のように記入すること。
- 6

87

 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば

03-5253-8111

 のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所				
従たる営業所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙三（第 2 条関係）

収入証紙、証紙、登録免許税領収書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあっては、この限りでない。

営業所技術者等一覽表

令和 年 月 日

[illegible]

記載要領 **この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。**

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が今後、営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当
 - 「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
 - 「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当
 - 「３」・・・・・・・・法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当
 - 「６」・・・・・・・・法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当
 - 「９」・・・・・・・・法第１５条第２号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事業（解）
--	---	--

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第１５条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第１５条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

記載要領 この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合
 ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未完成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定される事のないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前 3 年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位：千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

- 記載要領
- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前 3 年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込／税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）別表第一に掲げる公益法人（地方公共団体を除く。）及び第 1 8 条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が 5 業種以上にわたるため、用紙が 2 枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績がない場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事 務 関 係 使 用 人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する

使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

記載要領

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、「中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事」
については不要のものを消すこと。

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

（１） 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者

（２） 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で建設業法第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{array}{l} \text{項番} \\ 173 \end{array} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更又は追加の日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 $\left\{ \begin{array}{l} 1833 \end{array} \right\}$ 国土交通大臣許可（一般- $\left\{ \begin{array}{l} \text{ } \end{array} \right\}$ ）第 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ } \end{array} \right\}$ 号 令和 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ } \end{array} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ } \end{array} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ } \end{array} \right\}$ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left\{ \begin{array}{l} 19 \end{array} \right\}$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 $\left\{ \begin{array}{l} 20 \end{array} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{array}{l} 1314 \end{array} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{array}{l} 16 \end{array} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{array}{l} 18 \end{array} \right\}$ 日

住所

◎【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 $\left\{ \begin{array}{l} 21 \end{array} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{array}{l} 1314 \end{array} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{array}{l} 16 \end{array} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{array}{l} 18 \end{array} \right\}$ 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領 **この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 この証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 （１）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

(1)
(2)
(3)

」、

の常勤の役員
本 人
の支配人

」、「中国地方整備局長」、「北海道開発局長」、「岡山県知事」、「申請者」、「国土交通大臣」、「

般
特

」及び「

届出者

」、「岡山県知事」については、不要のものを消すこと。

- 4

--

--

--

--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5

1

7

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「1．新規」・・・・・・・・・・・・・許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
- 「2．変更」・・・・・・・・・・・・・現在証明されている常勤役員等に変更があった場合
- 「3．常勤役員等の更新等」・・・・・・・・常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
- また、「1．新規」又は「3．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更の年月日」の欄は、5 により

1

7

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7

1

8

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5 により

1

7

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」、又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「大臣
「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
知事 」

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0

0

1

2

3

4

又は

0

1

月

0

1

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8

1

9

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

ギ

又は

パ

のように 1 文字として扱うこと。

- 9

2

0

及び

2

1

「氏名」の欄は、姓と名の間に 1 カラム空けて、例えば

建

設

--

太

郎

--

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
- また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0

1

月

0

1

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等の略歴書

現住所									
氏名					生年月日	年 月 日生			
職名									
	期 間				従事した職務内容				
職歴	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	賞罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。									
令和 年 月 日 氏 名									

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{smallmatrix} (1) \\ (2) \end{smallmatrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{smallmatrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{smallmatrix} (1) \\ (2) \end{smallmatrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{項番} \\ 17 \end{smallmatrix} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事

コード

許可番号 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{大臣知事} \\ 1833 \end{smallmatrix} \right\}$ 国土交通大臣 岡山県知事 許可 (一般 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{特殊} \\ \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$) 第 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 号 令和 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 19 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 20 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 日
住 所

◎【変更前】

氏 名 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 21 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 年 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 月 $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ $\left\{ \begin{smallmatrix} \text{ } \end{smallmatrix} \right\}$ 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

(用紙A 4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

役職名等

経 験 年 数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

許可番号 大臣コード 国土交通大臣 岡山県知事 許可 (一般 -) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 氏 名 住所 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生 年 月 日

◎【変 更 前】

氏 名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 273 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

許可番号 2333 国土交通大臣 岡山県知事 許可 (一般 特) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 283

氏 名 293510

住 所

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生 年 月 日 13141618

◎【変 更 前】

氏 名 303510

生 年 月 日 13141618

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分

3

1

3

 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 許可年月日

許可番号

2

3

3

3

 国土交通大臣 岡山県知事 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

3

2

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

3

3

 生 年 月 日 年 月 日

住 所

◎【変 更 前】

氏 名

3

4

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生 年 月 日 年 月 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領 **この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 （１）の証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。
- 2 （１）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員
本 人
の支配人

」、

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事

、「申請者 国土交通大臣 及び「

般特

」については、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 17「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「１．新規」・・・・・・・・・許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「２．変更」・・・・・・・・・現在証明されている常勤役員等に変更があった場合
「３．常勤役員等の更新等」・・・・常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 （２）の「変更の年月日」の欄は、５により17の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、（３）の「変更の年月日」の欄は、10により直前の22、27又は31の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 18「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により17の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、23「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該23の直前の22、27又は31「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「大臣
「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
知事 」
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。
なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 19、24、28及び32「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように１文字として扱うこと。
- 9 20、21、25、26、29、30、33及び34「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建設太郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。
- 10 22、27及び31「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「１．新規」・・・・・・・・・許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「２．変更」・・・・・・・・・現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合
「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」・・・・常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
また、「１．新規」又は「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙２を作成し、提出すること。

常勤役員等の略歴書

現住所															
氏名						生年月日		年 月 日生							
職名															
	期 間				従事した職務内容										
職歴	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	賞罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。															
令和 年 月 日 氏 名															

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所					
氏名			生年月日	年 月 日生	
職名					
	期 間		従 事 し た 職 務 内 容		
職 歴	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
賞 罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。					
令和 年 月 日 氏 名					

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

許可番号

国土交通大臣
岡山県知事

許可

(般
特

第 号

許可年月日

令和 年 月 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合 計	人 (人)					

記載要領 **この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- （１） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
「申請者」
この場合、「（１）」を○で囲み、「届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- （２） ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
②新たに営業所を追加した場合
「申請者」
この場合、「（２）」を○で囲み、「届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事」、 「国土交通大臣
岡山県知事」及び 「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」
- 3 「届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

本様式に記載の上、3部とも非閲覧用の表紙の次につづり込むこと。

岡山県知事 殿

主たる営業所の所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

申 立 書

私（当社）が、令和 年 月 日付で提出した建設業許可申請書（建設業許可申請書及び添付書類等の変更届）に記載している次の者は、75歳以上の後期高齢者であるため被用者を対象とした社会保険には加入できませんが、当社に常勤で勤務しており、かつ、健康状態等について担当業務を行うについて支障がないものであることに相違いないことを申し立てます。

記

（該当者は次のとおりです。）

担 当 業 務	氏 名	生年月日	年齢
常 勤 役 員 等 (経營業務の管理責任者等)			
常 勤 役 員 等 を直接に補佐する者			
常 勤 役 員 等 を直接に補佐する者			
常 勤 役 員 等 を直接に補佐する者			
営 業 所 技 術 者 等			
県工事入札参加資格の 主任技術者・監理技術者			
県工事入札参加資格の 主任技術者・監理技術者			

本様式に記入の上、非閲覧用の正本1部のみ、様式第7号(専技変更のみの場合は様式第8号)の前につづり込むこと

令和 年 月 日

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は営業所技術者等であったことの確認申立書

岡山県知事 殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

建設業許可申請書又は常勤役員等(経營業務の管理責任者等)若しくは営業所技術者等の変更に係る変更届(以下「許可申請書等」という。)を提出するに当たり、該当する常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は営業所技術者等が、従前、次のとおり常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は営業所技術者等であったので、確認してください。

1 許可申請者等の常勤役員等(経營業務の管理責任者等)が、従前、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)であった場合

該当する常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の氏名、住所及び生年月日		
(氏名)	(住所)	(生年月日)
上記の者が、従前、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)であった許可業者名、所在地及び許可番号		
(許可業者名)	(所在地)	(許可番号) 33- 号
当該許可業者において常勤役員等(経營業務の管理責任者等)であった期間※1		
年	月	日から 年 月 日

※1 様式第7号(1)の経験年数を記載しないこと。常勤役員等(経営業務の管理責任者等)に変更がなかった場合には新規許可年月日から廃業日までの期間を、変更があった場合には変更届に記載した常勤役員等(経営業務の管理責任者等)としての就任時から退任時までの期間を記載すること。

2 許可申請者等の営業所技術者等が、従前、営業所技術者等であった場合

(当該営業所技術者等が、10年以上の実務経験、指定学科卒業後一定期間の実務経験又は資格取得後一定期間の実務経験を有する者として申請等を行う場合に限る。)

該当する営業所技術者等の氏名、住所及び生年月日										
(氏名)			(住所)				(生年月日)			
上記の者が、従前、営業所技術者等であった許可業者名、所在地及び許可番号										
(許可業者名)			(所在地)				(許可番号) 33-			号
当該許可業者において営業所技術者等であった期間※2										
年		月		日から		年		月 日		

※2 様式第9号の実務経験年数を記載しないこと。営業所技術者等に変更がなかった場合には新規許可年月日から廃業日までの期間を記載し、変更があった場合には変更届に記載した営業所技術者等としての就任時から退任時までの期間を記載すること。

行政庁記入欄

() 上記１について確認

() 上記２について確認【確認業種： 】

担当者氏名：

営業所技術者等証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{c} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

区	分		項番 61	³	1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更																					
大臣 知事					コード																					
					許可年月日																					
許 可 番 号		62	³		国土交通大臣 岡山県知事					許可（一般— ）第	⁵					¹⁰	号 令和	¹¹		年	¹³		月	¹⁵		日

記

(フリガナ)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

項番

フリガナ

生年月日

6

3

3

5

10

15

16

18

20

土

建

大

左

と

石

屋

電

管

タ

鋼

筋

舗

し

ゆ

板

ガ

塗

防

内

機

絶

通

園

井

具

水

消

清

解

今後担当する
建設工事の種類

6

4

3

5

10

15

20

25

30

現在担当している
建設工事の種

1

2

3

4

5

6

7

8

有資格区分

6

5

3

5

7

9

11

13

15

17

変更、追加又は
削除の年月日

令和

年

月

日

営業所の名称
(旧所属)

営業所技術者等
の住所

営業所の名称
(新所属)

(フリガナ)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

項番

フリガナ

生年月日

6

3

3

5

10

15

16

18

20

土

建

大

左

と

石

屋

電

管

タ

鋼

筋

舗

し

ゆ

板

ガ

塗

防

内

機

絶

通

園

井

具

水

消

清

解

今後担当する
建設工事の種類

6

4

3

5

10

15

20

25

30

現在担当している
建設工事の種

1

2

3

4

5

6

7

8

有資格区分

6

5

3

5

7

9

11

13

15

17

変更、追加又は
削除の年月日

令和

年

月

日

営業所の名称
(旧所属)

営業所技術者等
の住所

営業所の名称
(新所属)

(フリガナ)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

項番

フリガナ

生年月日

6

3

3

5

10

15

16

18

20

土

建

大

左

と

石

屋

電

管

タ

鋼

筋

舗

し

ゆ

板

ガ

塗

防

内

機

絶

通

園

井

具

水

消

清

解

今後担当する
建設工事の種類

6

4

3

5

10

15

20

25

30

現在担当している
建設工事の種

1

2

3

4

5

6

7

8

有資格区分

6

5

3

5

7

9

11

13

15

17

変更、追加又は
削除の年月日

令和

年

月

日

営業所の名称
(旧所属)

営業所技術者等
の住所

営業所の名称
(新所属)

1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が始めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、**61**区分の欄に「1」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**61**区分の欄の「2」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**61**区分の欄に「3」を記入すること。

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**61**区分の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。

(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれている営業所のみに変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**61**区分の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「

「建設業法第7条第2号」 「建設業法第15条第2号」	「中国地方整備局長	「国土交通大臣 岡山県知事」及び「般特
	北海道開発局長	
	岡山県知事」	

」、

3 「申請者
届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名を記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4

--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 **62**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**001234**又は**01**月**01**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 **63**「のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**バ**のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設**

--

太郎

--

のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**01**月**01**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 **6****4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6****1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後、営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」 法第7条第2号イ該当
 - 「4」 法第7条第2号ロ該当
 - 「7」 法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」 法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事業（解）
--	---	--

- また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6****1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 **6****5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6****1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、

工事に関し、下記のとおり指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

被証明者との関係

記

技 術 者 の 氏 名				生 年 月 日		使用された	年 月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称						期 間	年 月まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
	千円					年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由						合計 満 年 月	

- 記載要領
- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

[illegible]

許可申請者

法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等

の住所、生年月日等に関する調書

住		所					
氏		名		生 年 月 日		年 月 日生	
役		名 等					
賞 罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容				
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名							

記載要領

- 1「

法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等

」については、不要のものを消すこと。
- 2法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住		所										
氏		名				生	年	月	日	年	月	日生
営		業		所		名						
職		名										
賞 罰	年		月		日		賞 罰 の 内 容					
上記のとおり相違ありません。												
令和 年 月 日 氏 名												

記載要領

「賞罰」の欄には，行政処分等についても記載すること。

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第十八号 貸借対照表

様式第十九号 損益計算書

事業年度

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

(商号又は名称) _____

※ 財務諸表は両面印刷としてください。

貸借対照表

令和 年 月 日現在

(商号又は名称) _____

資産の部		千円
I 流動資産		
現金預金	_____	_____
受取手形	_____	_____
完成工事未収入金	_____	_____
有価証券	_____	_____
未成工事支出金	_____	_____
材料貯蔵品	_____	_____
その他の	_____	_____
貸倒引当金	_____	△ _____
流動資産合計	_____	_____ (1)
II 固定資産		
建物・構築物	_____	_____
機械・運搬具	_____	_____
工具器具・備品	_____	_____
土地	_____	_____
建設仮勘定	_____	_____
破産更生債権等	_____	_____
その他の	_____	_____
固定資産合計	_____	_____ (2)
資産合計	_____	_____ (3) (3)=(1)+(2)

負債の部

I 流動負債		
支払手形		
工事未払金		
短期借入金		
未払金		
未成工事受入金		
預り金		
引当金		
その他		
流動負債合計		(4)
II 固定負債		
長期借入金		
その他		
固定負債合計		(5)
負債合計		(6) (6)=(4)+(5)

純資産の部

期首資本金		(7)→前期末の(11)と一致
事業主借勘定		(8)
事業主貸勘定	△	(9)
事業主利益		(10)
純資産合計		(11) (11)=(7)+(8)-(9)+(10)
負債純資産合計		(12) (12)=(6)+(11)

注
消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜き方式(消費税非課税業者の場合は抹消して「税込み方式」と記載すること)

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金	前期末の資本合計
事業主借勘定	事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定	事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益(事業主損失)	損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が試算の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(商号又は名称) _____

千円

I 売上高

完 成 工 事 高 _____ (13)
兼 業 事 業 売 上 高 _____ (14) _____ (15)
 $(15)=(13)+(14)$

II 売上原価

完 成 工 事 原 価
材 料 費 _____ (16)
労 務 費 _____ (17)
(うち労務外注費 _____)
外 注 費 _____ (18)
経 費 _____ (19) _____ (20)
 $(20)=(16)+(17)+(18)+(19)$

兼 業 事 業 売 上 原 価 _____ (21) _____ (22)
 $(22)=(20)+(21)$

完 成 工 事 総 利 益
(完成工事総損失) _____ (23) $(23)=(13)-(20)$

兼 業 事 業 総 利 益
(兼業事業総損失) _____ (24) _____ (25)
 $(24)=(14)-(21)$
 $(25)=(15)-(22)$

Ⅲ 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	
退職金	
法定福利費	
福利厚生費	
維持修繕費	
事務用品費	
通信交通費	
動力用水光熱費	
広告宣伝費	
交際費	
寄付金	
地代家賃	
減価償却費	
租税公課	
保険料	
雑費	
	(26)

営業利益(営業損失) (27)
(27)=(25)-(26)

Ⅳ 営業外収益

受取利息及び配当金	
その他	(28)

Ⅴ 営業外費用

支払利息	
その他	(29)

事業主利益(事業主損失) (30)
(30)=(27)+(28)-(29)
(30)=(10)

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用す

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載すること。
（例　〇〇銀行〇〇支店）

00006

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、

(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名
(5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人
(8){ 建設業法第7条第2号 に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号 に規定する特定営業所技術者 }

について変更があつたので届出をします。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

届出者

項番

大臣
知事

コード

許可年月日

許可番号

3

5

3

3

国土交通大臣
岡山県知事

許可（一般特）

第

5

10

号

令和

11

13

年

15

15

月

15

15

日

法人番号

3

6

3

6

3

6

3

6

3

6

3

6

3

6

3

6

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ

3

7

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

商号又は名称

3

8

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

代表者又は個人の氏名のフリガナ

3

9

3

5

10

15

20

代表者又は個人の氏名

4

0

3

5

10

主たる営業所の所在地市区町村コード

4

1

3

5

10

都道府県名

岡山県

市区町村名

主たる営業所の所在地

4

2

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

郵便番号

4

3

3

5

6

電話番号

10

15

20

資本金額又は出資総額

4

4

3

5

10

(千円)

連絡先

所属等氏名電話番号

ファックス番号

(第二面)

区

分

8

1

3

大臣
知事

コード

2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更

3. 従たる営業所
の新設

4. 従たる営業所
の廃止

許 可 番 号

8

2

3

3

国土交通大臣
岡山県知事

許可（一般

）第

5

10

号

令和

11

年

13

月

15

日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営 業 し よ う
と す る 建 設 業

8

3

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3

5

10

15

20

25

30

(1. 一般)
2. 特定)

変更前

3

5

10

15

20

25

30

(従たる営業所)

従たる営業所の
名 称

8

4

フリガナ

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

内 容

従たる営業所の
所在地市区町村
コ ー ド

8

5

都道府県名

3

5

市区町村名

10

15

20

従たる営業所の
所 在 地

8

6

23

25

30

35

40

3

5

6

10

15

20

郵便番号

8

7

3

5

6

電話番号

10

15

20

営 業 し よ う
と す る 建 設 業

8

8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3

5

10

15

20

25

30

(1. 一般)
2. 特定)

変更前

3

5

10

15

20

25

30

(従たる営業所)

従たる営業所の
名 称

8

4

フリガナ

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

内 容

従たる営業所の
所在地市区町村
コ ー ド

8

5

都道府県名

3

5

市区町村名

10

15

20

従たる営業所の
所 在 地

8

6

23

25

30

35

40

3

5

6

10

15

20

郵便番号

8

7

3

5

6

電話番号

10

15

20

営 業 し よ う
と す る 建 設 業

8

8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3

5

10

15

20

25

30

(1. 一般)
2. 特定)

変更前

3

5

10

15

20

25

30

(従たる営業所)

従たる営業所の
名 称

8

4

フリガナ

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

内 容

従たる営業所の
所在地市区町村
コ ー ド

8

5

都道府県名

3

5

市区町村名

10

15

20

従たる営業所の
所 在 地

8

6

23

25

30

35

40

3

5

6

10

15

20

郵便番号

8

7

3

5

6

電話番号

10

15

20

営 業 し よ う
と す る 建 設 業

8

8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3

5

10

15

20

25

30

(1. 一般)
2. 特定)

変更前

3

5

10

15

20

25

30

記載要領 **この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事」、
「国土交通大臣
岡山県知事」及び「
般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ③⑤「許可番号」の欄の「大臣
知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 ③⑥「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 ③⑦「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

 なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 ③⑧「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □株□A建設□
 B建設□有□□)
- | 種 類 | 略 号 |
|---------------|-------|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 14 ③⑨「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 15 ④⑩「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 ④①「主たる営業所の所在地市区町村コード及び⑧⑤「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備え付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 17 ④②「主たる営業所の所在地」及び⑧⑥「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13□のように記入すること。
- 18 ④③及び⑧⑦のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 19 ④④「資 本 金 額
 又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 ⑧①「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

 「2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

 「3．従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

 「4．従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

 なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3．従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4．従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 **8****3** 及び **8****8** 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土） 建築工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
---	---	--

23 届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、**8****4** 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

届 出 書

下記のとおり、

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった

(3) 営業所技術者等を削除した

(4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

届 出 者 _____

項 番 大臣 コード
知事
許 可 番 号

5133

 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

52

 生年月日 年 月 日

{ (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

53

 生年月日 年 月 日

営 業 所 の 名 称 _____ 建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

53

 生年月日 年 月 日

営 業 所 の 名 称 _____ 建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

53

 生年月日 年 月 日

営 業 所 の 名 称 _____ 建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

記載要領

この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。

記載要領

- 1この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1)法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
- この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**52**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
- (2)法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
- この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**52**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
- (3)許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合
- この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**53**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
- (4)法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
- この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2「中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事」、
「国土交通大臣
岡山県知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3「届出者」の欄は、この届出書により届出しようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加

え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記
入すること。
- 5**51**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**001234**又は**01**月**01**日のように、カラムに数字を記入するに当たって
空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6**52**及び**53**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設□太郎□□**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**01**月**01**日のように、カラムに数字を記入するに当たって
空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載
すること。

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 舗装工事（舗） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事業（解）
--	---	--

0 0 0 0 9

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

届出者

項番

届出の区分

	5	4	3
--	---	---	---

〔1. 全部の業種の廃業〕
〔2. 一部の業種の廃業〕

大臣コード
知事

許可年月日

許 可 番 号

5	5	3	3
---	---	---	---

 国土交通大臣 許可 (一般) 第

5					10
---	--	--	--	--	----

 号 令和

11	
----	--

 年

13	
----	--

 月

15	
----	--

 日

記

[illegible]

届出時に許可を受けている建設業

行政庁側記入欄

整 理 区 分

決 裁 年 月 日

5 9 令和 3 年 5 月 7 日

$$\left[\begin{array}{l} 1. \text{一般} \\ 2. \text{特定} \end{array} \right]$$

【備考】

廃業等の年月日 令和 年 月 日

廃業等の理由

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 「中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事」、
「国土交通大臣
岡山県知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3

--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4

5	4
---	---

「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合は「2」をカラムに記入すること。
- 5

5	5
---	---

「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1
---	---

月

0	1
---	---

日のように、カラムを記入するに当たって空位の
カラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6

5	6
---	---

「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の
() 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土） 建築工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
---	---	--

- 7

5	7
---	---

「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業者を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、
6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内は記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。